

## 復興特別所得税の創設

復興特別所得税を源泉徴収することとされました。

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

### (1) 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の(2)により行います。

### 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率 (%) <sup>(※)</sup> = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額 <sup>(注)</sup>

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

#### ※1 合計税率の計算式

合計税率 (%) = 所得税率 (%) × 102.1%

#### ※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42
(所得税率 (%) × 102.1%)							

※3 具体的事例：報酬・料金として876,543円を支払った場合（所得税率10%の場合）  
876,543円 × 10.21% = 89,495.0403円（1円未満切捨て）⇒ 89,495円  
（支払金額）（合計税率）（算出税額）（源泉徴収税額）

(2) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

(注) 平成25年分の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています（税務署からも配布します。）。

(3) 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

## 税制改正等の内容

平成24年3月31日付で租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）が公布され、源泉所得税関係について次のような改正が行われています。

- 1 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

### (1) 制度の概要

給与所得の金額は、原則、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じた一定の算式により算定することとされています。

### (2) 改正の内容

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

### 【給与所得控除額（給与等の収入金額が1,000万円超の場合）】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超 1,500万円以下	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円	給与等の 収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超		245万円

※ 部分が改正された項目です。

(注) 上記の改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」及び「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。これらの改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

2 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。  
この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(1) 制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。

(2) 改正の内容

特定の役員等に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

(注) 1 「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

2 「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等（次に掲げる人をいいます。）として勤務した期間をいいます（役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます。）。

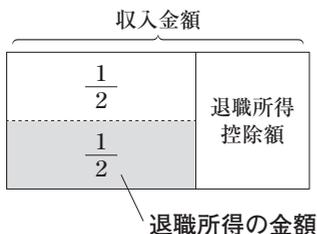
イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

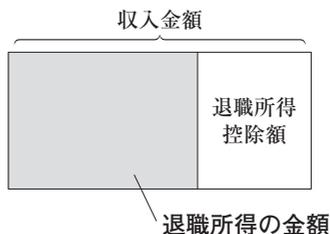
ハ 国家公務員及び地方公務員

【退職所得の金額】

○ 一般の退職手当等の場合



○ 特定役員退職手当等の場合



3 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます。

(1) 制度の概要

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者は、「納期の特例」の承認を受けることで給与等や退職手当等、一定の報酬等（以下「給与等及び退職手当等」といいます。）から徴収した源泉所得税を年2回（7月10日、翌年1月10日）にまとめて納付することができます。

また、「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税については、届出書を提出し一定の要件を満たすことで納期限を翌年1月20日とする「納期限の特例」の制度が設けられています。

(2) 改正の内容

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

これに伴い、「納期の特例」適用者に係る「納期限の特例」の制度は廃止されました。

【「納期の特例」の承認を受けている者の納期限】

源泉所得税の区分	納 期 限	
	改 正 前	改 正 後
1月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7月10日	7月10日
7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年1月10日	翌年1月20日
「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年1月20日	廃止

(注) 「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正が行われておりませんので、その源泉徴収義務者が12月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は従前どおり翌年1月10日です。

4 給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書等を7年間保存することが法令に規定されました。

この改正は、平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた次の申告書については、源泉徴収義務者においてその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することが法令に規定されました。

(注) 税務署長から提出を求められた場合には、提出する必要があります。

- 源泉徴収義務者が保存する申告書
  - ① 給与所得者の扶養控除等申告書
  - ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
  - ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
  - ④ 給与所得者の保険料控除申告書
  - ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
  - ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
  - ⑦ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

※ 上記の申告書のほか、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書などの財形関係書類等についても、一定の期日から5年間保存することが法令に規定されました。

### ～ おしらせ ～ 特定支出控除が改正されました

特定支出控除について、その対象に、平成25年1月1日以後に支出する①弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、②一定の図書費、衣服費及び交際費（65万円を限度とします。）が追加されました。

これらの支出について給与所得者が特定支出控除を受けるためには、これらの支出が職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされる必要があります。

給与所得者から特定支出に関する証明についての依頼があり、その支出が職務の遂行に直接必要と認められる場合には、「特定支出に関する証明書」に所定の事項を記入等して給与所得者へ交付してください。

「特定支出に関する証明書」の様式やその記載要領は、平成24年12月末までに国税庁ホームページに掲載する予定です。

平成23年度の改正により、平成25年1月1日以後適用される主なもの

1 公的年金等の受給者が寡婦（寡夫）に該当する場合には、公的年金等の支給金額から一定の金額を控除して源泉徴収税額を計算することとされました。

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

(1) 制度の概要

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出のある人の公的年金等に係る源泉徴収税額については、公的年金等の支給金額から一定の金額を控除した残額に5%の税率を乗じて計算することとされています。この控除する金額は、基礎的控除額と人的控除額の合計額にその支給金額に係る月数を乗じて計算した金額とされています。

(2) 改正の内容

今回の改正により、公的年金等の受給者が特別の寡婦に該当する場合には30,000円の人的控除額を控除することとされ、特別の寡婦以外の一般の寡婦又は寡夫に該当する場合には22,500円の人的控除額を控除することとされました。

【改正後の人的控除額】

区 分		内 容	控除額
本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
	寡婦又は寡夫に該当する場合	一般の寡婦	22,500円
		寡夫	22,500円
		特別の寡婦	30,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者	40,000円
	控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象扶養親族1人につき	32,500円
		老人扶養親族1人につき	40,000円
		特定扶養親族1人につき	52,500円
	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合 <sup>(注)2</sup>	一般の障害者1人につき	22,500円
		特別障害者1人につき	35,000円
		同居特別障害者1人につき	62,500円

(注) 1 [ ]部分が改正された項目です。

2 控除対象扶養親族以外の扶養親族が障害者に該当する場合においても適用されます。

2 生命保険契約等に基づく年金のうち、その年金の支払を受ける人と保険契約者とが異なる契約等で一定のものに基づく年金については、源泉徴収を要しないこととされました。

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき年金について適用されます。

生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金のうち、次に掲げる契約で、その契約に基づく保険金等の支払事由が生じた日以後において、その保険金等を年金として支給することとされた契約以外のものに基づく年金については、源泉徴収を要しないこととされました。

- (1) 年金受取人と保険契約者とが異なる契約（(3)の団体保険に係る契約を除きます。）
  - (2) 年金受取人と保険契約者とが同一である契約のうち、その契約に基づく保険金等の支払事由が生じたことによりその保険契約者の変更が行われたもの
  - (3) 団体保険に係る契約であって、被保険者と年金受取人とが異なるもの
- (注) 団体保険とは、団体の代表者を保険契約者とし、その団体に所属する人を被保険者とする事となつてゐる保険をいいます。

## 租税条約関係（未発効）

### ○ ジャージーとの租税協定が署名されました

日本とジャージーとの間で、「脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定」の署名が行われました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

また、本協定は、人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定しています。

本協定は、今後、両国において国内法及び外交上の手続きを経た後、効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成24年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成25年1月1日から適用されます。

---

### ○ ガーンジーとの租税協定が署名されました

日本とガーンジーとの間で、「租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定」の署名が行われました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

また、本協定は、人的交流を促進する観点から、学生等の特定の個人の所得について課税の免除を規定しています。

本協定は、今後、両国において国内法及び外交上の手続きを経た後、効力を生じ、本協定の課税権配分に関する規定は、本協定の効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成24年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成25年1月1日から適用されます。

○ ポルトガル共和国との租税条約が署名されました

日本とポルトガルとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とポルトガルの間では、これまで租税条約は存在せず、今回新たに締結されるものです。本条約は、国際的な二重課税を調整するため、両国において課税できる範囲を明確にするとともに両国間で生じた課税に関する問題を円滑かつ確実に解決することができるよう税務当局間の協議の枠組みを設けています。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率

配当		利子	使用料
親子間（持株割合）	その他		
5%（10%以上）	10%	免税（政府等） 5%（銀行） 10%（その他）	5%

2 税務当局間の協議（相互協議）に関する規定の導入

3 税務当局間の情報交換に関する規定の導入

4 その他

- (1) 移転価格課税の処分の期間制限に関する規定の導入
- (2) 条約の濫用を防止するための規定の導入
- (3) 匿名組合条項の導入

本条約は、今後、両国において国内法及び外交上の手続きを経た後、効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成24年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成25年1月1日から適用されます。

○ リヒテンシュタイン公国との租税情報交換協定が署名されました

日本とリヒテンシュタインとの間で、「租税に関する情報の交換のための日本国政府とリヒテンシュタイン公国政府との間の協定」の署名が行われました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

本協定は、今後、両国において国内法及び外交上の手続きを経た後、効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成24年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成25年1月1日から適用されます。